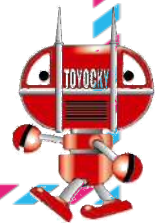


市民協働で 豊橋の未来をえがく

この補助金は、みなさまからのご寄附などにより支えられる市民協働推進基金（トヨッキー基金）を財源としています



©toyohashi city. toyokey

豊橋市市民協働推進補助金は、市民協働によるまちづくりを推進することを目的に、非営利で、不特定多数の人のためになる自主的な活動、いわゆる「公益的社会貢献活動」を行う団体の活動を支援するための補助金です。団体の活動状況に合わせてご応募ください。

○募集期間 平成30年12月1日(土)～平成31年1月11日(金) 午後5時15分まで

○補助金の種類 補助金の種類は2種類です

活動をはじめるきっかけに -市民活動スタート支援補助金- つつじ補助金	活動をひろげるきっかけに -市民活動ネクスト支援補助金- くすのき補助金
上限5万円 *事業費が5万円以下の場合 全額補助 *事業費が5万円を超える場合 5万円	上限30万円 *1回目 事業費に2/3をかけた額 *2回目 事業費に1/2をかけた額 *3回目 事業費に1/3をかけた額
設立後5年未満の団体が行う事業を対象としています。ただし、 <u>ひとつの団体につき1回のみ補助を受けることができます。</u> 過去に市民協働推進補助金を受けていない団体に限ります。	設立後2年以上または設立後2年未満でも <u>つつじ補助金の交付を受けた団体が</u> 行う事業を対象としています。 <u>同一事業につき3回まで</u> 応募できます。

※ 1団体につき、ひとつの年度内に1事業のみ申請・交付を受けることができます。

※ 事業費に補助対象外経費が含まれる場合は、その額を除いた額を事業費として補助金額を計算します。

※ 千円未満切り捨てです。



1. 対象となる団体

補助を受けるには以下の条件を満たす必要があります。条件を満たしていれば、法人化されていない市民活動団体なども対象となります。

(1) 公益的社会貢献活動団体であること

公益的社会貢献活動団体とは、次に掲げる団体をいう。

- ① 特定非営利活動法人（NPO法人）
- ② 公益的社会貢献活動をする法人その他の団体で、次のいずれにも該当する団体
 - ・利益配分を行わないこと。
 - ・民間団体であること。
 - ・5人以上の会員で運営されていること。
 - ・意思決定機関をもち、組織の運営に関する規則（会則等）があること。
 - ・組織運営に関して自発的参加があること。
 - ・活動に継続性があること。
 - ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていないこと。
 - ・暴力的な活動を行わないこと。

(2) 主に豊橋市内で活動を行っていること

(3) 団体の構成員の2分の1以上が豊橋市に在住、通勤、通学していること

2. 対象となる事業

平成31年度中に行われる事業で、地域社会の課題を解決するために行われるものが対象となります。具体的な事業の分野は次に掲げるものです。主に市内で行われる事業を対象とします。ただし、平成31年度に豊橋市及び豊橋市から運営に対し財政的支援を受けている団体からの補助金を受けない事業に限ります。国・県・民間の助成を併用することは可能です（事業・事業期間が同じである必要があります）。市補助金と他補助金と事業収入の計が事業費を上回らないことが条件です。

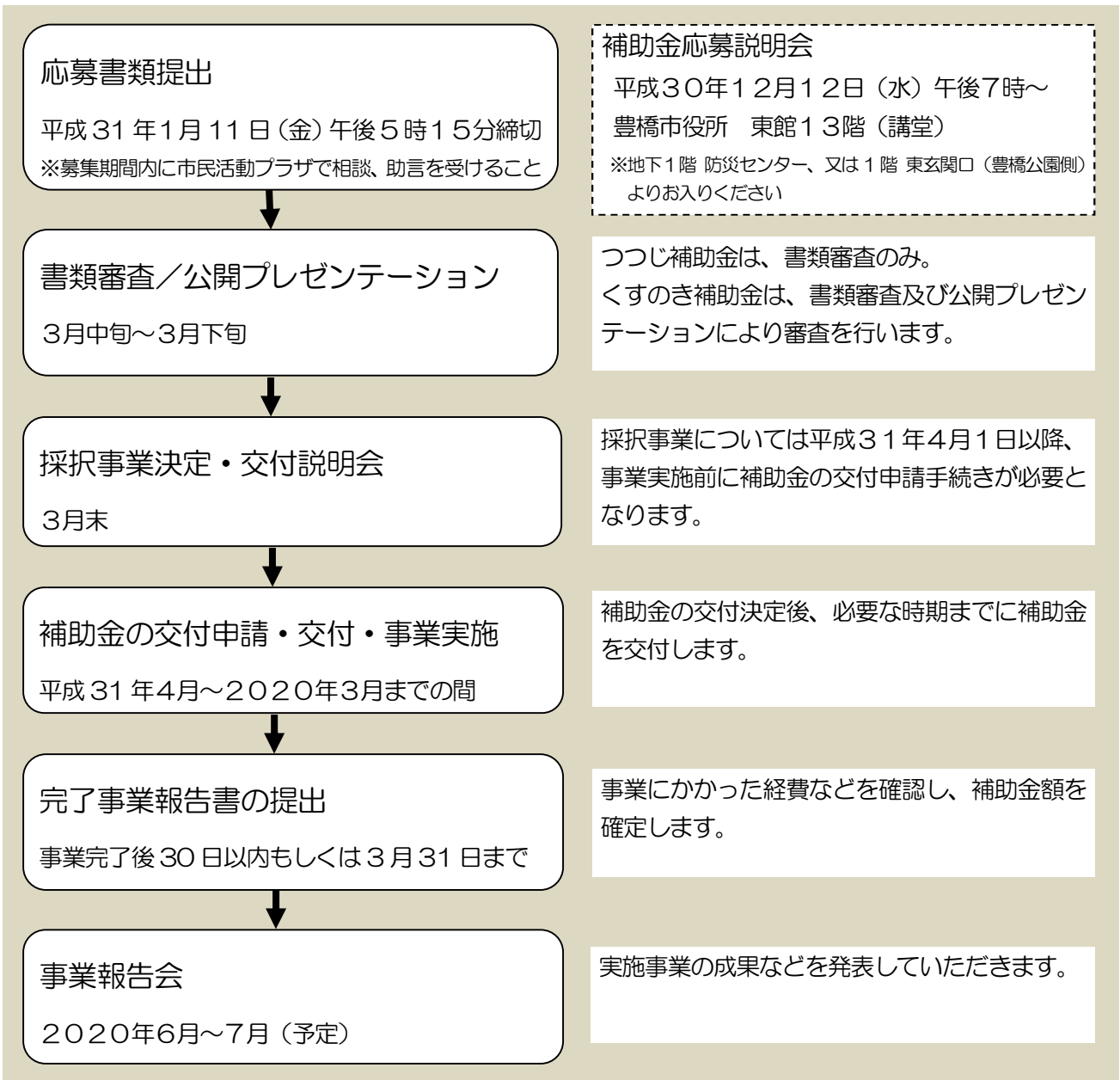
- | | |
|--------------------------|--|
| ① 保健、医療又は福祉の増進を図る事業 | ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業 |
| ② 社会教育の推進を図る事業 | ⑬ 子どもの健全育成を図る事業 |
| ③ まちづくりの推進を図る事業 | ⑭ 情報化社会の発展を図る事業 |
| ④ 観光の振興を図る事業 | ⑮ 科学技術の振興を図る事業 |
| ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業 | ⑯ 経済活動の活性化を図る事業 |
| ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業 | ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充の支援を行う事業 |
| ⑦ 環境の保全を図る事業 | ⑱ 消費者の保護を図る事業 |
| ⑧ 災害救援事業 | ⑲ 公益的社会貢献活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助を行う事業 |
| ⑨ 地域安全事業 | ⑳ 上記①から⑱に掲げる活動に準ずるとして愛知県の条例で定める事業 |
| ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る事業 | |
| ⑪ 国際協力を行う事業 | |

※ 事業を行う上で、法的な許可や土地・建物の所有者の承諾などが必要になる場合は、その許可等を得ることができるかどうか応募前に確認しておいてください。

3. 補助対象経費・補助対象外経費

対象 経 費	<ul style="list-style-type: none"> ○報償費（講師・専門家への謝礼等） ○旅費（講師・専門家への交通費・宿泊費等） ○需用費（消耗品費、書籍等の購入費、チラシ・ポスター等の印刷製本費、機材等の燃料費等） ○役務費（翻訳・原稿料、通信運搬費、保険料等） ○委託料（設計・測量・デザイン等の委託料） ○使用料及び賃借料（会場使用料、車両・機材・物品・器具等のレンタル・リース料等） ○工事請負費 ○原材料費（セメント・砂利・鋼材・木材等の資材） ○備品購入費（2万円以上で反復使用に耐えるもので、<u>事業実施に必要不可欠とされるもの</u>） ○その他市長が必要と認める経費
対象外 経 費	<ul style="list-style-type: none"> ×団体の運営に関する事務費などの経常的な経費 ×団体の事務所等を維持するための経費 ×団体の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費、交通費及び宿泊費

4. スケジュール（補助金の種類によりスケジュールが一部異なります）



5. 提出書類

- (1) 市民協働推進補助事業企画書（様式第1）
- (2) 公益的社会貢献活動団体概要書（様式第2）
- (3) 事業計画書（様式第3の1 つつじ補助金）（様式第3の2 くすのき補助金）
※くすのき：市民協働推進課（ホームページ）で公開します。
- (4) 収支予算書（様式第4） ※(1)～(4)は、各A4版1枚で提出してください。
- (5) 定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの
- (6) 構成員の名簿
- (7) 事業実施の位置図及び工作物等のイメージ図（大きさ、デザインなどがわかるもの）
- (8) 工事を業者に依頼する場合は、工事費用の見積書の写し
※(7)(8)については、施設整備を伴う場合のみ提出してください。
- (9) 豊橋市市民協働推進補助金申請チェックシート（←こちらを忘れずに提出してください）
- (10) 参考資料（A4版2枚まで） ※必要に応じて、提出書類に添付することができます。
 - ◆様式は、市民協働推進課のホームページ（<http://www.city.toyohashi.lg.jp/8684.htm>）からダウンロードできます。
 - ◆市民協働推進課、市民センターでも印刷した様式を配布しています。

6. 審査方法等

別紙「豊橋市市民協働推進補助金 審査の方法」をご覧ください。

7. 応募方法

郵送、または電子メールにて送付、もしくは持参により、市民協働推進課まで提出してください。
※土・日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

8. その他

- (1) 書類提出にあたっては、事前に豊橋市民センター市民活動プラザ（豊橋市松葉町二丁目63番地、Tel0532-56-5160）に記載方法を相談し、助言を得たうえで豊橋市役所市民協働推進課へ提出してください。
- (2) 応募いただいた団体の個人情報につきましては、豊橋市市民協働推進補助金に関すること以外には使用しませんが、団体の名称及び連絡先（住所、電話番号、FAX、URL、メールアドレス）といった個人情報は、ホームページやパンフレット等で公開することがあります。あらかじめご了解いただいたうえでご応募ください。また、応募いただいた書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。
- (3) 正式決定は平成31年度予算議決後になりますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 補助金の交付を受けた団体は、事業報告会（2020年）で事業の報告をしていただきます。
- (5) 補助金の交付を受けた団体は、本補助金の財源である「市民協働推進基金（トヨッキー基金）」の普及啓発活動にご協力いただきます。 **実施事業内でのPR活動または豊橋まつりでのPR活動**

提出場所・ 問い合わせ先	豊橋市役所 市民協働推進課（西館4階） 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 TEL：0532-51-2483 / FAX：0532-56-5128 E-mail：shiminkyodo@city.toyohashi.lg.jp
-------------------------	--

